

四民不雜処考(下)

——国語齊語と管子小匡篇をめぐる——

松 木 民 雄

はじめに

一、「齊語と小匡の文献的比較(前回)

二、「四民不雜処」政策の解明

三、齊と臨淄について

四、「四民不雜処」政策の意味

むすび

(今回)

二、「四民不雜処」政策の解明

「四民不雜処」とその周辺の問題に關し、齊語の叙述に従い、各フレーズ毎に検討してその内容を明らかにする。

②〔齊桓公が、その兄襄公の行状を述べ、宗廟・社稷の治を管仲に問う〕

ここでは、「……田狩罫戈、不聽国政、卑聖侮士、而唯女是崇、九妃六嬪、陳妾數百、……」などであり、齊の襄公の失政が述べられているが、それと関連して左伝の十八年を見ると、襄公は魯の桓公夫人文姜と親しい關係をもち、公子彭生を使って桓公を殺したが、のち謝罪のためその彭生を殺したとあり①、同じく左伝莊公八年の条でも善く書かれていない。即ち狩獵に出た時、かの彭生の幻覺を見て、驚きのあまり車から落ちて怪我をするという失態を演じ、遂には従弟に

あたる公孫無知らの憤りを買ひ、弑殺されてしまう。公子小白(のちの斉桓公)が鮑叔牙と莒に亡命し、公子糾(小白の兄)が管仲・召忽とともに魯に難を逃れたのは、この内乱の時である。この襄公の悪しき行状は、史記齊太公世家にも見えてゐる。また漢書地理志にも襄公の乱脈ぶりが述べられている。

「桓公兄襄公淫乱、姉妹不嫁、於是令国中民家長女不得嫁、名曰巫兒、為家主嗣、嫁者不利其家」

とあるのがそれで、尹桐陽は小匡の「唯女是崇」は、ここから引用されたという②。

①(管仲が周の昭王・穆王の善政を言う)

管仲は昭王・穆王を「吾先王」と称しているが、「春秋積例」巻九にも、「管氏出自周穆王」とある。昭王・穆王の事績は、史記周本紀及び國語周語上に見えるが、就中穆王について、周本紀に、

「穆王即位、春秋已五十矣、王道衰微、穆王閔文武之道缺、乃命伯冏申誡大僕国之政、作禦命、復寧」

とあるのが、周の文王・武王の功績にのっとったという齊語・小匡の記載と相関連する。

②(むかしの聖王の統治として「参國の制」と「伍鄙の制」を称す)

國都を三分して三軍となすのが「参國」であり、鄙邑を五分して五属となすのが、「伍鄙」である。韋昭の注によれば、國都は郊以内、鄙は郊より外をさすという。すなわち齊語では、「國」の範圍は城郭内をいい、郊は「鄙」に属す。以下の「参國伍鄙の制」は管仲の創意になるものではなく、古えの聖王、韋昭によれば殷の湯王・周の武王の行なった制度とということになる。従って「参國伍鄙の制」及び「四民不雜処」は、旧来伝えられてきた古制であった。この点に注目しておきたい。

④(「士農工商について、相互の分居及び職分について述べる」)

ここで「四民不雜処」の形態が示される③。即ち、士農工商の四民の居住地を分ち、言葉が乱れたり職分がかわったりすることのないように、「士」は「閑燕」に、「工」は「官府」に、「商」は「市井」に、「農」は「田野」に、それぞれ集住させて、各々の職業を専らにして日々營ませ、その子孫も各々世襲的にその職分を身につけさせ、他の職業に移らせず、士は士、工は工、商は商、農は農を世襲的に行なわせた。これが古えの聖王の行政であるという。この政策によ

て、仕事の能率があがるとされた。

「士」は韋昭によれば、「士、講学道芸者」、学芸を講述する者であるというが、知識人階層としての「士」は戦国以降に出現するものであり、ここでいう「士」は、邑制国家の支配者氏族の成員・兵士からなり、諸侯大夫の臣下として、城外の農民を支配していた治者階級に相当する人々であろう。同じ所に「其事君者言敬」とあることから、臣下であることが知られる④。「士」が居る「閒燕」とは何であろうか。斉語の韋昭注では、「猶清浄也」とあつて具体的にはわからない。小匡の尹知章の注では、「謂学校之処」という。或いは亦、陳瑒の「國語翼解」では、「小戴記(礼記)有孔子閒居・仲尼燕居、旧説謂退曰燕、退燕曰閒、案士之間燕、学記所謂蔵修游息也」とされ、礼記注の鄭玄の説を用いて、朝廷からさがっている時の、学間に従事する様子を指すとしている。郭沫若氏は、「閒養」の誤りで「郷校」⑤の如きをいうとする⑥。意味するところは皆学校に近い。それは、孟子に見える学校、

「設為庠序学校以教之、庠者養也、校者教也、序者射也、夏曰校、殷曰序、周曰庠、学則三代共之、皆所以明人倫也⑦」のたぐいを言うのであろう⑧。

また、工人が処す「官府」とは、斉国の監理官、後文に言う「工立三族」の三工官の如きによって管轄される官有の手工業地域をいう。専門的な工人が、職種別に集団を形成して、各種の手工業を営み居住していた。そこでの手工業には、斉の場合、絹織物・青銅工業・漆器工業・木工業などが想定される⑨。春秋後期晋の悼公頃にあたる山西省侯馬の牛村古城の南部で確認された青銅鑄造所・骨器製作所・製陶窯場などの手工業区が、この官府に相当する⑩。

「市井」とは、城郭内の商業区域である。商人・賈人をここに集めて統制的商業を行なった。周礼大宰九職の鄭玄注⑪によれば、商人は行商で、賈人は坐商とされるが、左伝の昭公十六年の条では賈人と商人とは互用されており、春秋時代では区別なく⑫、商業活動に従事する者をさす。後述のように⑬、春秋時代この商業区で様々な日用品が売買されていたのである。そしてここにも監督官(商官)が居たであろう⑭。後文の「市立三郷」の三商官がそれである。商行為といつても、一定の区域に隔離された局部的商業が主で、その市は様々な制限があつたであろう。また国外商業についても、斉国の統制下にあつたのはいふまでもない。

記載はついで、士・工・商・農をそれぞれ分居させて、各々が職分を守り行なうことに及ぶ。それは世襲的に職業を継ぐものであつて、「士之子恒為士」、「工之子恒為工」、「商之子恒為商」、「農之子恒為農」ということになる。先述の如く、小匠では士・農・工・商の順に改められているが、各々の職分の概要については、ほぼ同一とみてよい。ただ「農」についてのところで、齊語に「野処而不曠」、つまり農民は城郭から離れて住む^㉔としているところを、小匠は、農民は国内にも住んでいたと考えたため、「樸野而不懸」と、農民の性格を述べるように改めている。そして先述したように「聖王敬畏農」の一句が小匠には加わっており^㉕、それは小匠が重農思想に基いて書かれたことを物語っている。齊語にはその句はなく、工・商・農をほぼ対等に見たものである。しかも重農思想は戦国末・漢初にかけて形成されたといわれる。従つて小匠は、齊語に比べ晩出の書であることが窺えよう。また士・工・商・農の説明の末尾に、秀民は士として登用するとあり、これは工・商・農の中から秀出なる者を登用しようとするものだが、小匠は、この登用を農民にだけ限つて述べている^㉖。これも重農輕工商のあらわれであらう。

商人の職業のあり方を説く中に、「以周四方、以其所有易其所無、市賤鬻貴」とある。これは地域的な不平等による利益が、商業利潤の基本であつたことを示す。従つて商業は商業区域で行なわれたが、交易をたてまゑとする以上、当然周辺との取り引きも行なわれた。これら城内での売買及び対外交易は、商官の管理のもとに齊国の経済政策に基いて行なわれた商業であり、齊国の利害關係と一致していた^㉗。このカテゴリーの商行為が、後代の私利益独占の非難さるべき商行為と違うものであつたことは、孟子公孫丑下に、

「古之為市也、以其所有易其所無者、有司者治之耳、有賤丈夫焉、必求電斷而登之、以左右望而罔市利、人皆以為賤、故從而征之、征商自此賤丈夫始矣」

とあることから諒解されよう。

「工」の職務に關して「相語以事、相示以巧（小匠作巧）、相陳以功（小匠作功）」、「商」の職務に關して「相語以利、相示以順（小匠作時）、相陳以知賈」とある。「工」のところで、韋昭は「功善則有賞」と注しているが、これは職業集團が相互に協力して、その職務を行なつてゆくという職業集團の共同体的な性格を示すものであらう。この互助協力によつて

職業集団が維持されようし、他と混淆せず、閉鎖的な職業形態が持続されるのである。

⑨「管仲が「参国之制」を施行し、三官を設ける」

即ち、管仲が聖王の制にならい、齊国都内を二十一郷に区分し、工・商の郷を各々三郷ずつ、士の郷を十五設け、齊侯と國子・高子の二卿が五郷ずつ統率した^⑩。そして三官を設け、臣下には「三宰」、工に「三族」、商に「三郷」、沢に「三虞」、山に「三衡」を置いたという。ここでいう「郷」は、後文の管仲の政策によれば、八家・軌・里・連・郷の一郷二千家である。士・工・商の郷の比は十五と三と三で、家数にして三万と六千と六千で、都合四万二千家となる^⑪。

ここで三官の制の各々について論ずることにする。齊語はこの所を、

「参国起案、以為三官、臣立三宰、工立三族、市立三郷、沢立三虞、山立三衡」

と作り、小匡は、

「参国故為三軍、公立三官之臣、市立三郷、工立三族、沢立三虞、山立三衡」

とある。齊語の「以為三官、臣立三宰」は韋昭注によれば、国事を分けて三つの官とし、群臣を掌るものとして「三宰」即ち「三卿」を置くと解されている。ところが郭沫若氏は、小匡に「公立三官之臣」とあり、劉績が「官、官府也、此言士之郷」と解しているのを是とし、「公」を、「市」・「工」・「沢」・「虞」と並べて、まさに「宮」にすべきだといひ、齊語の「以為三官、臣立三宰」は誤入であるという^⑫。劉績の注は部分的に認められようが、郭氏の改め方——「公」を「宮」とする根拠として、大匡の「凡仕者近宮」で、宋本が「宮」を「公」に作るをあげている——には従い難い。しかしまた、董增齡は、呂氏春秋上農篇の「民自七尺以上属諸三官」の高誘注に、「三官、農・工・賈也」とあることなどから、「三官」は市・工・農に相当するといふ^⑬。農はこの場合「山」・「沢」をさすのであろう。小匡の文を基本にすれば、この董氏のように三官を農・工・商と解するか、劉績のように士の郷の三官という理解になるであろうが、先述した理由によつて齊語を基本にしてみると、三官とは農・工・商の官をさすのでも、単に士の郷の官のみをさすのでもなく、群臣すなわち「士」に「三宰」を、「工」に「三族」を、「市」に「三郷」を、「沢」に「三虞」を、「山」に「三衡」をそれぞれ立てた、その「三」の官職を置くことを意味する。韋昭の注がそれに近く、董書業「春秋史^⑭」に三官の制度とあるの

がそれである。齊語ではそれらの三官が、齊国の共同支配のもとに設けられたとしているが、小匡ではこの官職を齊侯の所有に帰している。それは官を立てるのが「公」(≡齊侯)と表現されていること、及び小匡の前文に「公帥十一郷」とあり、齊語とちがって「商工之郷六」も公の管轄に含まれていたこと、それに「山」・「沢」も公の家産として管理されたことから知られる。小匡は齊語の「以為三官、臣立三宰」を、「公」のもとに設けられたと解し、「公立三官之臣」としたのである。従って「三官」は「士之郷」にも設けられたのであるから、劉績が「士之郷」を対象とするとした其の考えは、部分的には正しいことになる。

「工立三族」について、韋昭注に「族、屬也、晉趙盾為旄車之族」とある。左伝宣公二年の「冬、趙盾為旄車之族」の杜注および孔疏によれば、「旄車之族」とは、旄を立てて布で飾った公の車を掌る官職であり、公族として庶子をこの公行の官につけたという。その職掌は、公車を作製する工人及びその車を管理することであつたらう。他方、春秋時代に手工業は専門工人からなる職業集団によって行なわれ、それらは西周あるいは殷代から引き続いて職業氏族集団をなしていた。従って、この「工」の「三族」は、伝統的に手工業を担当する職業氏族の集団によって構成されたものであり、手工業区が設けられ、そこに官が置かれたのであろう。工官には、齊桓公が敬仲完を登用した際の「工正」^②、あるいは「工師」「司空」がある^③。「旄車之族」の工人たちも、職業集団からなる人々であつたと思われる。

「市立三郷」は、商の三郷であり、商業区域Ⅱ市に官が置かれたのである。その商官は例えば、左伝昭公二十五年に見える邢邑の「賈正」^④などを言うのであろう。齊の莊公を殺した崔杼がさらし首になったのはこの市であり^⑤、また晏子の言によれば、齊の市では木材・魚類・塩・クツなどの日用品が売買されていたという^⑥。

「沢立三虞」・「山立三衡」は、周礼の「山虞、掌山林之政令」、「林衡、掌巡林麓之禁令」、「川衡、掌巡川沢之禁令」、「沢虞、掌国沢之政令」の如き官であり、齊国周辺の山沢が管理されていたことがわかる。のちこれらは君主の家産となり、山林藪沢の税として重要な財源となる。

①〔参国の制の十五郷に兵制を敷く〕

それは天下に意を得るため、諸侯にそれとわからぬように、軍制を内政に隠蔽させるのが目的である。即ち——「五家」

を「軌」とし、軌長が五人の兵士からなる「伍」を帥い、「十軌」が「里」で、里有司が五十人からなる「小戎」を帥い、「四里」が「連」で、連長が二百人からなる「卒」を帥い、「十連」が「郷」で、郷良人が二千人からなる「旅」を帥い、五郷の一万人を一軍とし、齊侯・國子・高子がこれを統率する——というものである。士の郷について、各戸から一兵士を徴集し、軍隊組織を八家一軌一里一連一郷の制に内包させ、三軍の兵士三万を得る。

これを周礼と比べてみると、夏官司馬には、「凡制軍、萬有二千五百人為軍、王六軍、大國三軍、次國二軍、小國一軍、軍將皆命卿、二千有五百人為師、師帥皆中大夫、五百人為旅、旅帥皆下大夫、百人為卒、卒長皆上士、二十五人為兩、兩司馬皆中士、五人為伍、伍皆有長」とあつて、五人が「伍」、百人が「卒」で管仲の制と少しく異同がある。

この管仲の制が、戦国時代においても用いられていたことは、戦国策齊策に見え、蘇秦が齊の宣王に「齊車之良、五家之兵」と語つたことから窺える。また漢書晁錯伝には、管仲の制と類似したものが上古の制として述べられている^⑧。そして管仲の制による三軍三万の兵士に対し、春と秋に、閱兵及び軍事訓練を行なつた^⑨。その結果、齊語によれば、「是故卒伍整於里、軍旅整於郊」という。この兵制は參國の郷からなる正規軍であるから、上記の軍制によれば「卒」と「伍」はそれぞれ「連」と「軌」から、「軍」と「旅」はそれぞれ「五郷」と「郷」から徴されることになる。ところがここでは「卒伍」は「里」で編成され、「軍旅」の兵は「郊」^⑩で編成されるという。ここで軍隊編成について食い違いが生じているように思われる。しかしその類文が、晁錯伝に上例と同様、当時の古い言い伝えとして「習地形知民心者、居則習民於射法、出則教民於応敵、故卒伍成於内、則軍正定於外」とある。これと照合すれば、「里」とは、ここでは五十家からなる「里」ではなく、国内の居住地を指し、卒伍の小単位部隊が城郭内で編成されることを言うのであり、「郊」とは、国内の近郊に相当し、軍旅という大軍隊が城郭外に集合し、そこで閱兵或いは軍事行動を行なうことを意味すると理解できよう^⑪。従つて齊語のこの文は、国外の郊から兵を徴するというのではない。他方、小匡は「是故卒伍政定於里、軍旅政定於郊」と記し、同意文のようであるが、小匡にあっては城郭外辺の「郊」の農民も「士農之郷」として、周礼の四郊六郷の如く國の郷制に含まれ、正規軍とされるのであるから、百里内の「郊」は、その外の野(卍鄙)とは區別され、「國」に含まれることになり、正規軍の徴兵および軍旅編成がその「郊」で行なわれたと解すべきである。ここでも「令

勿使遷徙」(齊語)・「令不得遷徙」(小匡)と言ひ、兵制の固定または兵士の分居を述べている。

続いて「卒伍之人」の共同生活が示される。これが兵制の基盤となる基本単位であつたらう。「伍」は行政区分として五家からなる「軌」であるが、その五家が生活共同体を形成していたようである。居住を同じくし、喜怒哀楽をともにし、祭祀や葬儀もともに行ない、互助することによつて、攻守とも強力な戦士集団ができるという。土の分居生活が窺える^⑧。

⑧「参国の郷において人材の評定を行ない、賢能なる者を登用する」

参国の制の各々の郷長に告げて、「居処好學、慈孝於父母、聰惠質仁、発聞於郷里者」や「拳勇股肱之力、秀出於衆者」あるいは「不慈孝於父母、不長悌於郷里、驕蹀淫暴、不用上令者」をあげさせる。そこで郷長が参国の郷から賢なる者を進め、仮の小官^⑨につかせて、長官がそれら小官たちの中から選り、更に桓公がその中から選んで上卿(家老)の佐(臣下)とするという三選^⑩の方式をとり、賢良を採用した。これもまた聖王の伝統的方法になつたものと思われる。というのは賢材の選り方について、例えば尚書堯典舜典に見られるように、人材を用いる場合、百官群臣に諮問するのを常とするからである。また舜を雷沢から選り出したという伝えが、史記五帝紀の「舜耕歷山、漁雷沢」から知られる。古来このように人材を広く求める風があつた。この管仲の言う人材の賞罰及び賢士の選出は新たな官僚制を志向するものではなく、聖王の制の一環として、その範囲内で施行されるというものであつた。

⑨「管仲が農民に關する伍鄙の制を説明する」

その伍鄙の制の区画を述べるに先だつて、「相地而衰征、則民不移、政不旅旧、則民不偷、……」という一文がある。前者は、田土の地味によつて租税に格差を設けようというもので、管子乘馬數の「相壤定籍、而民不移」や、同じく管子山至數の「山処之國、常歲(國)穀三分之一、汜下多水之國、常操國穀三分之一、山地分之國、常操國穀十分之三、水泉之所傷水決之國、常操(國)穀十分之二、……」に類例が見える。

「政不旅旧、則民不偷」について、齊語の韋昭注は「旧、君之故旧也、不以故人為師旅、則民之相与不苟且也、孔子曰、故旧不遺、則民不偷、」と解している。君主が旧族を大切に、軍隊として徴兵しなければ、民もまた等閑でなくなる

という。他方、小匡には「正旅旧、則民不惰」とあり、尹知章の注は「国之軍旅、正之以従旧貫、則稟令而不惰」としている。これらとともに「旅」字を軍旅と解しているが、齊語では伍鄙に軍制はないし、又小匡でも「旅」の軍制は、伍鄙ではなく参国の郷に設けられる。そのように管仲の制では伍鄙に正規軍を置くとしていないわけではないから、「旅」を軍旅と解するのは適当でない。劉績は、小匡の文を、齊語の「政不旅旧、則民不惰」に改めている。その劉説に従って、姚永概は、論語泰伯の「故旧不遺、則民不偷」と同義とし、「旅、寄他方也、旅『小亨』疏『失其本居而寄他方曰旅』」として「旅」を寄客の民の意に解しているが、姚氏の言うように「旅」は寄留の民と解すべきであり、在来の民「旧」と対比して言ったもので、徴税などの為政にあたって新民と旧民とを不当に差別しない、正しく処遇する、そういう意味であろう。

郊より外の伍鄙の組織について、齊語では、三十家を「邑」とし、有司がその長、十邑を「卒」とし、卒帥がその長、十卒を「郷」とし、郷帥がその長、三郷を県とし、県帥がその長、十県を「属」とし、大夫がその長となっている。五属からなる伍鄙は四十五万家で、五属には五大夫が居り、五正が各々の属大夫を治め、属大夫は県帥を治め、県帥は郷帥を治める。ところが小匡にあっては、三十家の「邑」の前に五家の「軌」が加えられ、三郷の「県」は「連」とされている。また「属」については「属有帥、五属一大夫」とあるが、小匡の後文「正月之朝、五属大夫復事於公、扱其寡功者而讒之曰、列地分民者若一、何故独寡功」によれば、一属一大夫であることを示しているから、「属有大夫、五属五大夫」とすべきである。小匡は「五正」についてはふれていないが、齊語が「属・郷・県」の聴治について述べているところを「武政聴属、文政聴郷」と作って、上文に「連」が欠文になっているためであろうか、ここでも「連」については省かれ、「属」と「郷」を武政と文政にわけている。管仲の政策では、正規の軍制は八家・軌・里・連・郷の参国に設けられたのであるが、小匡はこの記述では、「武」が伍鄙の「属」に関わるとされ、後文にも「建五属以属武」とあることから、小匡の時点即ち春秋末期には、参国の正規軍のほかに伍鄙にも軍事負担が課されたと解される。

○「伍鄙の属において人物の評定を行なう」

伍鄙の五属大夫たちに対して、人材の良否を評価して告げさせるといふ。その評価の基準は、参国の郷におけるものと同

一であり、「三選」はないが、農民の中から評定によって賢明なる人材を挙げさせ、上文の「其秀民之能為士者」と関わり、鄙邑の農民が選出されて士として登用されることを示す。

齊語を中心とする「四民不雜処」政策の解明は以上の如きである。

三、齊と臨淄について

「四民不雜処」の政策は、春秋時代の齊の桓公の治下で管仲が献策したものであり、従ってその施策の対象は、地域的には山東の齊国齊城となるがゆえに、次にその具体的背景を跡づけることとする。

a 齊国について

山東地方は黄河文明圏に属し、新石器時代では龍山文化の中心地となり、古くから文明の発達した地域であった。殷王朝の人々も山東の出身である。

その山東地方が本格的に発展するのは、周初に東方の軍事的植民地が作られ、その齊の地に^④、太公呂尚(姜尚)が周武王の克殷に功績があったとして封ぜられてからである。史記貨殖列伝に

「太公望封於營丘、地海鹵、人民寡、於是太公勸其女功、極技巧、通魚塩、則人物鼎之、緦至而編濩、故齊冠帶衣履天下、海岱之間、敝袂而往朝焉、」

と齊国発展の様子が記され、同じく史記齊世家に、

「太公至國修政、因其俗簡其礼、通商工之業、便魚塩之利、而人民多歸齊、齊為大國」

と見え、齊太公が齊国の風俗にしたがって治め、その地の産業を盛んにしたという。それらは山東地方の地理的条件を利したものであった^④。

その後、胡公のとき齊太公の営丘から薄姑に遷都され、次の猷公のときに胡公を伐って、また臨淄の地に移されるなどの内紛があつて齊の発展は停滞気味であつたが、春秋時代になると桓公が登場して富強時代をむかえる。初め齊の小白(のちの桓公)は、齊の襄公が従弟の公子無知に殺されるという国難に遭い、鮑叔らと莒国に亡命していた。他方、小白の兄

公子糾は、管仲・召忽らと魯に逃げていた。やがて小白が齊の國人の招聘を受け、先んじて齊に入り、齊侯として立つ。公子糾と召忽は殺されてしまいが、管仲は鮑叔の助言によって魯から連れ戻され、桓公に登用される^④。桓公は兄を殺して即位したのであり、管仲は公子糾から寝がえって桓公についたわけで、後世になって非難されるが^⑤、管仲は賢策をもつて齊を富国に導いたのみならず、時まさに春秋時代の初め、周は西戎に追われて、渭水の地から東の成周洛邑に遷ったばかりであり、西方部族の勢力は熾んに東方を脅し続け、中原の外憂となっていたのである^⑥。その危機に際して、周王室を擁立すべく中原を統率し、その西戎の侵略を防いだがために、孔子も「管仲なかりせば吾は其れ被髮左衽せん^⑦」と、その功績を称さないわけにはいかなかったのである。

管仲を登用したことは桓公が覇者となりえた要因であるが、山東の豊富な産物もそれに挙げられよう。かくして齊の桓公は鮑叔・管仲の策を用い、「九合諸侯、一匡天下」といった齊の中興を果たし、戦国時代の繁栄への基礎を築く。

桓公ののち、即位にからむ内紛が相つぎ^⑧、しばらく衰えたが、呉の季札が齊国を称して、「美哉、決決乎大風也哉、表東海者、其大公乎、國未可量也^⑨」と述べたように、やがて春秋末期に齊の大夫の田和が地の利、人の和を得て國運を復興し、康公にかわって齊侯の地位を奪い即位する^⑩。九世して威王のとき初めて王と称す。のち五世して襄王の子建のとき秦に滅ぼされるのだが、戦国時代に齊国はたいそう繁栄したらしい。戦国策齊策によれば、「齊地方數千里、帶甲數百萬」の領土国家で、その領内にはおよそ百二十の城があったという。その山東地方では「魚塩漆絲声色」を多く産したと伝えられている^⑪。

また齊国の盛んなる様子は、齊策の蘇秦の言によって窺える。

「齊南有太山、東有琅邪、西有清河、北有渤海、此所謂四塞之國也、齊地方二千里、帶甲數十萬、粟如丘山、齊車之良、五家之兵、疾如錐矢、戰如雷電、解如風雨、即有軍役、未嘗倍太山絕清河涉渤海也」

と見える。秦になると齊郡が置かれ、漢代では武帝のとき王夫人の子闕が齊王に封ぜられた^⑫。その境域は漢書地理志によれば、「齊地虛危之分野也、東有菑川・東萊・琅邪・高密・膠東、南有泰山・城陽、北有千乘・清河以南勃海之高梁・高城・重合・陽信、西有濟南・平原、皆齊分也」であるという。司馬遷當時の山東地方は、依然として魚塩や桑麻からの

利益が大きかったらしく、史記貨殖列伝に「山東食海塩」、「齊魯千畝桑麻」、あるいは「洛陽東賈齊魯、南賈梁楚、故泰山之陽則魯、其陰則齊、齊帶山海、膏壤千里、宜桑麻、人民多文綵布帛魚塩」と記されている。ために齊の気風は「設智巧、仰機利」(同上)であるともいう。

山東の齊国は略このような発展を辿ったが、その齊国の都邑臨淄の城郭が、「四民不雜処」政策の該当地であり、その沿革情況を調べる。

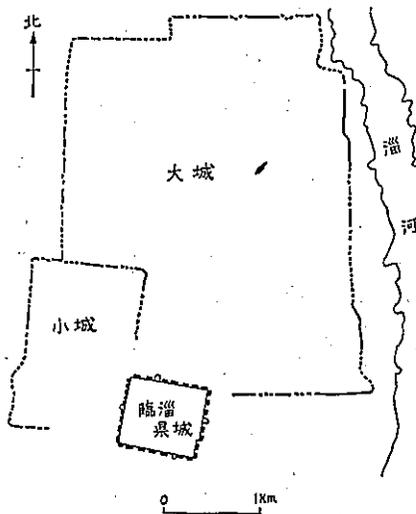
b 齊城について

齊城は山東省臨淄に位置する故城で、発掘調査が行なわれた結果、大城と小城の城郭が認められた^⑩。そして従来の説の如く、小城が齊太公の管邱で、大城は、獻公がここに再び国都を戻した時に増築したものとされてきた^⑪。ところが新中國の調査によると、それとは逆の結果が出て来た。即ち小城は古くとも戦国以降のものであり、むしろ大城の中から西周時代の遺物が多く発見され、東北部がより古いものであるという^⑫。小城については更に深層を調べる必要があるが、西周時代に大城があったのは確かで、且つ東周時代の遺物が大城・小城に多見されたことから、春秋時代ではおそらく大城と小城の二重構造の城郭組織が作られていたと思われる。

その発掘調査の略図を示す^⑬。

その齊の城郭については左伝に見え、襄公十八年、晋が齊城を攻めた時のこと、晋軍は雍門及び西郭・南郭を焚いたという^⑭。

その晋軍はまた申池の竹木にも火をつけた^⑮。ついで晋軍は東郭と北郭をも焚いた。そして齊城西門の揚門と東門の東閭を攻めた



てて、齊侯が逃げ出したと言う。史記齊太公世家にも「晋兵遂圍臨菑、臨菑城守不敢出、晋焚郭中而去」、と外郭のあったことを伝えている。この小城が内城で、大城が外郭である。また戦国策齊策によれば、南には章華門があったという。この齊城外郭は漢代に至るまで齊の人々の活動の場であった。

その齊城の状況については、西周時代の事情を伝える文献はないが、春秋時代の初期に、齊の桓公が衛の戴公に贈り物をしたことが伝えられている。戴公には、馬車・礼服・牛羊豚鷄犬都合三百匹を贈り、戴公の夫人には、婦人用の車・錦の織物を贈ったという。それらは、齊城の人々が作ったり誂えたりしたものではない。齊の桓公の宮中には多くの女子が集まり住み「女閭七百」と言われた。春秋時代の後期になると、齊では田氏が抬頭して来るが、齊の民心を得るための懐柔策をとる。例えば大きい枿で貸し出し、小さい枿で回収する、或いは齊城の市価を生産地と同じ価格にする、などである。それに対して齊侯は、相変らずの酷政を行い、民心は田氏に傾いたというのである。その左伝昭公三年の晏子の言によれば、齊には諸々の市があったと見え、木材・海産物・塩・クツ、或いは足切受刑者用のクツまで売られていたという。日用品も盛んに売買されていた。齊の晏子の説話によれば、晏子の家は市の近くにあってたという。春秋時代の齊城の此の様な状況からすれば、西周時代においても様々な物品が作られ、物々交換或いは売買が行なわれていたことであろう。それらの生産消費活動は王侯貴族層の需要を満たす目的が主体であったと思われるが、齊城の様子からすれば、庶民の需要も交換交易によって賄われたようである。

戦国時代になると、齊城は一段と繁栄する。人口が増え、物資が豊かになり、庶民活動も活発になった。齊策には、合縱家の蘇秦が齊の宣王に説いた中に、

「臨淄之中七万户、臣竊度之、下戸三男子、三七二十一万、不待筭於遠県、而臨淄之卒、固以二十一万矣、臨淄甚富而実、其民無不吹竽鼓瑟、擊筑弹琴、闘雞走犬、六博踰鞠者、臨淄之途、車駘駘、人肩摩、連柱成帷、举袂成幕、揮汗成雨、家教而實、志高而揚、夫以大王之賢与齊之強、天下不能當」

とあり、城内の喧噪の程を彷彿とさせる。七万户もの家、男子だけでも二十数万人がその城郭に舞めきあっていたというのだから、その賑わいも想像以上であったろう。また同じ宣王の頃、文学遊説の士を多勢集めて、学問論議をさせたこと

いう。それには鄒衍・淳于髡・田駢・接子・慎到などが居たが、のち数百人にも増え、所謂稷下の学がこれである^②。従つて齊では経済活動のみならず、学問も盛んで、学士たちを優遇するほど繁栄していたことが知られる。その齊の国で營まれていたという手工業について、その職種は、周礼考工記に見えるように、

「凡攻木之工七、攻金之工六、攻皮之工五、設色之工五、刮摩之工五、搗植之工二、攻木之工、輪・輿・弓・廬・匠・車・梓・攻金之工、築・冶・壘・桌・段・桃、攻皮之工、函・鮑・鞞・韋・裘、設色之工、画・緝・鍾・筐・幌・刮摩之工・玉・御・雕・矢・矰、搗植之工、陶・旒」

の如きであつたであらう^③。

漢代の齊城臨淄の様子は、一層活況を呈していたようであり、史記貨殖列伝によれば、「臨淄亦海岱之間一都會也、其俗寬緩闊達、而足智好議論、地重難動搖、佚於衆闕、勇於持刺、故多劫人者、大國之風也、其中具五民^④」と言われ、また漢書齊悼惠王肥列伝には「齊臨淄十萬戶、市租千金、人衆殷富、鉅於長安」と見えている。

此の様に齊城臨淄は時代を通じて繁栄し、古来、生産・交易・消費ともに盛んであつた。その端緒は周初にまで遡ることが出来る。そしてそれをうけて春秋時代には管仲の「四民不雜処」の政策が施行されたのであり、当時の周辺の様子は以上の如くであつた。次に前述した「四民不雜処」政策の意味及び目的について要点的に考えてゆくことにする。

四、「四民不雜処」政策の意味

まず第一に、管仲の「四民不雜処」政策は、すぐれて政治的・経済的政策であり、富国強兵を目的とするものであつた。即ち齊国の宗廟社稷のために、ひいては天下諸侯を服させるために、国都を中心として富国強兵を行なうべく、生産能率のうえから、分業の形態をとつて機能的に集住させたものである。政治的秩序・経済的拡大をおしすすめて、覇者桓公が誕生したのであることは、史記齊世家に、「桓公既得管仲、与鮑叔・隰朋・高傒、修齊國政、連五家之兵、設輕重魚塩之利、以贍貧窮、祿賢能、齊人皆說」、或いは同貨殖列伝に「其後齊中衰、管子修之、設輕重・九府、則桓公以霸、九合諸侯、一匡天下、而管氏亦有三帰、位在陪臣、富於列國之君、是以齊富疆」と見える。この管仲の政策は、その後の齊

国にも行なわれ^⑤、戦国時代の齊の繁栄の伏線となり、漢代の発展につながるものである。

第二に、士農工商の社会的分業を、それぞれ世襲的職業として固定化させ、身分制構成をとったことがあげられる。春秋時代に、世襲的職業として身分的に固定されていたことは、ほかにも「大夫士日恪位著、以儆其官、庶人工商各守其業」(國語周語上)といわれ、或いは楚国では「商農工賈、不敗其業」(左伝宣公十二年)と整っており、晋国でも「其大夫不失守、其士競於教、其庶人力於農穡、商工阜隸不知遷業」の如きであった。そして國語晋語に文公の頃として「公食賈、大夫食邑、士食田、庶人食力、工商食官、阜隸食職、官宰食加、政平民阜、財用不匱」と記されており、身分層による収入給与と消費関係が窺える。また時代的には戦国期と目されるが、周礼考工記に見える鄭玄注によれば、手工業者の職種別集団は「官有世功」或いは「族有世業」の世襲的手工業者であり、賈公彥疏は、韋氏・婁氏・冶氏或いは鳧氏・廩氏をそれにあてている。このことは依然として手工業が官府のもとで職業氏族の構成によって続けられていたことを示す。漢代でも此の齊城で身分制的構成が行なわれていたことは、前にあげた史記貨殖列伝に、齊の臨淄について「其中具五民」と見え、魏・如淳によれば五方の民の意というが、後漢・服虔の解に具体的に「士農商工賈也」とあることによっても証拠づけられよう。同文は漢書地理志にも見える^⑥。そのような職業的分業による身分構成は、古代ギリシアにもあり、プラトンの「國家」^⑦や「資本論」に引くイソクラテスの「プリシス」^⑧によれば、個人はひとつの仕事を職業身分として営むものとされていた。

第三に、農工商間に顕著な身分差別感はなく、有能な人材は登用され、職業身分も全く固定されたものではなかった。齊城の如き城郭国家では土に対して農工商は被支配者層であり、支配者層とは階級関係にあったが、農工商の間では春秋時代において農業に対して商業・手工業を卑賤視することはなかったようである。管仲は、塩分が多くて農業にはあまり適さない齊の土壤で、魚塩の利をあげ、国を富ましたのであった。また齊城は支配者層と手工業者・商人の居住地であり、その手工業・商業は経世富国のために不可欠のものであった。従って、工商を農より軽視したものではありえず、左伝閔公二年の衛文公による「務材訓農、通商惠工」がそれを示している。農工商の差別的ランキングは未だ確立されておらなかったのである。左伝に晋の師曠が言うように、「庶人工商阜隸牧圉皆有親暱、以相輔佐」するといふものであつ

た^㉔。しかし農・工・商のランキングは、先述のように小匠には見えた。工商に比べ農を重視するというものである。およそ農本工商末、或いは商工を抑圧する思想・政策は戦国中期以前には見うけられず、荀子・韓非子等に至って初めて登場した。そして漢初に盛んに行なわれたことは、漢書食貨志から知られる^㉕。戦国末から漢初にかけて、商人層が抬頭するという社会状況の変化で、農本商末の思想が出て来、羅根沢氏によれば、荀子によって重農抑商が、韓非子によって農を本、工商を末作とする思想が説かれ^㉖、士農工商というランキングが漢代以後定着していったと言う。

農工商の人材登用の面では、齊語に、「士」以外の「工」・「商」・「農」でも、「其秀民之能為士者、必足頼也」であり、管理長官がその人物を告げ登用するとある。また参国伍鄙の各々の「郷」と「属」とにおける人物評定の際、その徳目レベルが同一であり、登用する人材としては、人倫的に同等と見做されていたことは注目すべきである。そのほか農工商が仕官できるとする例として、戦役の行賞に際してであるが、左伝に「庶人工商遂、人臣隸圉免」(哀公二年)と述べられているのも、これにあたる^㉗。或いは、国都外から商人・手工業者を招いて集住させることも行なわれた^㉘。一体に分業による身分制は、君主の法的権力によって定められたものであるから、このように支配者の意志によって人材を左右できたのであろう。

第四に、職業集団は分居集住し、商人は商業区域に、手工業者は工業区域に、農民は城郭周辺の田野に、それぞれ分かれて、齊国によって管轄され、供出義務があった。農工商の分居については、六韜の文韜に、文王の問いかけに対する齊太公呂尚の答えとして「太公曰、大農・大工・大商、謂之三宝、農一其郷則穀足、工一其郷則器足、商一其郷則貨足、三宝各安其処、民乃不慮、無乱其郷、無乱其族」とある。ただちにこれを齊太公の言そのものとすることは出来ないが、分業の不雑処的政策として語られている。また、逸周書程典には、文王の政治として、

「士大夫不雜于工商、商不厚、工不巧、農不力、不可成治、士之子不知義、不可以長幼、工不族居、不足以給官、族不郷別、不可以入惠」

と述べられており、士大夫と工商とを分居させ、商・工・農の分業によって、生産を促進させたという。これらは「四民不雑処」政策の原型と言へべきものであり、城郭国家の形成と発展とともに発達した。従ってそれは、上古からの伝統的

統治形態であったと言える。しかも漢書貨殖列伝で、管子の「四民不雜処」をほぼそのまま引いて、それが夏・殷・周三代の身分制であるとして見ている。「四民不雜処」政策は、まさに管仲の言う如く、上古聖王の伝統的制度なのであった。

また國語周語の「庶人工商各守其業、以共其上」によれば、國に対して供出義務のあったことが知られ、左伝の「天子建国、諸侯立家、卿置側室、大夫有貳宗、士有隸子弟、庶人工商各有分親[㊤]、皆有等衰、是以民服事其上、而下無覬覦[㊦]」もそれを物語る。春秋末のことであるが、左伝によれば、衛侯が酷使したために乱をおこしたのは官有の手工業者であった[㊧]。齊國においても、官有の手工業者が使用せられていたであろう。その管理官には「工正[㊨]」などがあつた。農工商は、齊國の管轄下にあつて、その管理のもとで行なわれたのであるから、ここでは独立手工業者は現われ得なかつた。

第五に、郷里での制は、共同体的側面を示し、区画によって累層的に支配されていたことがあげられる。參國における八家一軌一里一郷Vの制、伍鄙における八家一邑一卒一郷一里一伍Vの制、ともに上部の区画によって累次的に治められる形をとる。しかしその基盤が家にあることは、齊語に「民皆勉為善、与其為善於郷也、不如為善於里、与其為善於里也、不如為善於家」と語られている。しかし共同体的性格が強いのは、先述の「伍之人」の組織であり、工商にあつては、とりわけ「相語以事、相示以巧、相陳以功」及び「相語以利、相示以頼、相陳以知賈」がそれであつた。「工立三族」や、周礼考工記の某「氏」のような族的結合による職業氏族も、共同体間分業であり、各々の職業は分居した形で、地縁的に、齊國によって管轄されたのである。「四民不雜処」政策はこれらの意味をもつものであつた。

む す び

春秋時代に管仲が行なつたという社会的分業政策の「四民不雜処」政策について、齊語と小匡の記載を中心にして、これまで述べたような多方面からの検討を加えたが、それは春秋時代の齊の國という限られたものであつたにしても、中国古代分業史にひとつのペースペクティブを与える。即ち「四民不雜処」の如き社会的分業形態は、中国古代の城郭からなる都市的國家においては、政治的・経済的基盤を形成し、社会的分業からなる職業身分によって、國家内での支配・被支配関係が決定され、伝統的支配体制として維持されたのである。そして社会的分業は、孟子の言うような精神労働と肉体

労働の分化^⑧から始まり、それは正に階級社会の形成につらなる。ついでその形態は、中国古代では城郭国家とともに進展し、後代では「四民不雜処」より一層細分化しながらも、あくまでも支配・被支配関係を内包する職業身分関係に基いて、国家組織と経済構成とを社会的分業として一貫させ、政治的秩序の基礎としていたのである。換言すれば、分業政策によって、支配・被支配の関係を軸とする社会的分業体制が形成され、国家による支配が可能になる。従って、その社会的分業は本来的に支配関係という不平等性をもつものであった。

しかし亦其の社会的分業の路線は歴史を辿って現代にまで及び、分業化・專業化の度合はますます深化し、歴史発展の必然の如き勢いで、あらゆる方面に浸透して、分業は世の中を便利にし、文明を進めるものだという思想となる。そのため分業なくしては生きられず、アダム・スミスの言うように、ピン一本作れない^⑨ばかりか、分業のために人間は部分として扱われることになり、本来の全的な人格は破壊され、肉体的・精神的不具化現象を惹き起こす^⑩。つまり伝統的社会的分業には、支配的不平等と人間の不具化の二側面が存在し、現代社会もその延長上にあるのだが、今日の中国においては、人民公社を中心に、精神労働と肉体労働との差別や、都市が農村を支配するという差別、それに労働者と農民との差別を排除し、支配的性格の古い分業体制を否定して^⑪、近代社会の趨勢たる従来の歴史発展の必然的方向に対して、新生面を切り開いているのである。古代における社会的分業形態についてはまだ多くの問題があるが、本論考では、「四民不雜処」政策の解明を中心とし、社会的分業史の一環としたい。

完

注

① 史記齊太公世家にも見える。文姜は襄公の女弟^②娣という。

② 管子集校上三一四頁。

③ 齊語の原文を引いて示す。「桓公曰、成民之事若何、管子対曰、四民者勿使雜処、雜処則其言嗚、其事曷、公曰、処士農工商若何、管子対曰、昔聖王之処士也、使就閑燕、処工就官府、処商就市井、処農就田野、令夫士耕率而州処、閑燕則父与父言義、子与子言孝、其事若者言敬、其幼者言弟、少而習焉、其心安焉、不見異物而遷焉、是故其父兄之教、不肅而成、其子弟之学、不劳而

能、夫是故士之子恒為士、令夫工羣萃而州処、審其四時、辨其功苦、權節其用、論比協材、且暮從事、施於四方、以飭其子弟、相語以事、相示以巧、相陳以功、少而習焉、其心安焉、不見異物而遷焉、是故其父兄之教、不肅而成、其子弟之學、不勞而能、夫是故工之子恒為工、令夫商羣萃而州処、察其四時、而監其鄉之資、以知其市之賈、負任担荷、服牛輶馬、以周四方、以其所有、易其所無、市賤鬻貴、且暮從事於此、以飭其子弟、相語以利、相示以賴、相陳以知賈、少而習焉、其心安焉、不見異物而遷焉、是故其父兄之教、不肅而成、其子弟之學、不勞而能、夫是故商之子恒為商、令夫農羣萃而州処、察其四時、權節其用、耒耜耨耨、及墾墾莫除田、以待時耕、及耕深耕、而疾耨之、以待時雨、時雨既至、挾其槍刈耨耨、以且暮從事於田野、脫衣就功、首戴茅蒨、身衣撥袂、體塗足、暴其髮膚、尽其四支之敬、以從事於田野、少而習焉、其心安焉、不見異物而遷焉、是故其父兄之教、不肅而成、其子弟之學、不勞而能、是故農之子恒為農、野処而不暱、其秀民之能為士者、必足賴也、有司見而不以告、其罪五、有司已於事而竣、^④童書業氏は齊語を引いて、「士」は武士と近郊の自由農民をいうとしている（西周春秋時代的手工業と商業）が、それはむしろ小匡の示す状況に近似するものであって、農業を営んでいた農民が「耕戦の士」として用いられる戦国國家の時点に相当するものである。また増淵竜夫氏は、齊語の兵農分離について、礼記少儀の「問士之子長幼、長則曰能耕矣、幼則曰能負薪、未能負薪」を引き、郷に住む「士」は、戦時には兵士として武装するが、平時には郷に付属する田を分け与えられて耕すものであったとしている（春秋時代の社会と國家、岩波講座「世界歴史4」所収）。士が農耕を行なうことについては、更に徐復觀氏によれば、「士」は本来、国人中の農民をいい、そのうちで勇壯なる者が選ばれて兵士・臣下となり離農するが、一般の士は農耕に携っていたのであり、「士」が治者層を形成して離農するのは春秋末期になってからであるという（「士義探源」、「周秦漢政治社会結構之研究」所収）。あるいは、河地重造氏は、「士」が田土を私有して生産に携わるのは新たな士の觀念——庶民も士として支配される——が出現した春秋中期・戦国時代になってからであり、春秋中期以前の氏族制に基づく「士」は、卿・大夫の階層と大差がなく、邑の氏族共同体の成員で、邑に隸属する諸氏族成員（庶民）の支配者であり、戦士たる權利を有するものであったという（先秦時代の士の諸問題「史淵8」）。士の発生・形態・変遷については尚多くの問題がある。

⑤左伝襄公三十一年に鄭の郷校が見える。

⑥管子集校上三二〇頁。

⑦孟子滕文公章句上。

⑧しかし下文の「工・商・農」の場合の居所と対比してみると、この「士」の「間燕」は、上記の「学校」のほか、今少し広い

意味に解した方が適切のようである。少し時代が下るが、漢書蔡義伝に「願賜清閒之燕（師古曰、燕、安息也、閒説曰閑）、得尺精思於前、」とある。これは蔡侯が宮廷で天子にまみえんことを願ったものであり、「清閒之燕」とは宮廷を喻えて言ったと思われる。また周礼秋官司朝士の注に「周天子諸侯皆有三朝、外朝一、内朝二、内朝之在路門内者或謂之燕朝」、太僕の「王既燕朝、則正位掌擯相」の注に「燕朝、朝於路寢庭」とあり、「燕朝」は「士」が参内する内朝をいう。これらによれば、「閒燕」は宮廷や朝議の場所をさすものの如くである。即ち「閒燕」は学校のほか、治者階層の「士」がその任務に従事する場所——朝廷をも含むものと解すべきである。従つて、「工」・「商」・「農」の被支配者層と異なつて、政治・學問に特權的に関与する「士」の居住区域、および職務場所が「澹清淨也」にあたることになる。

⑨佐藤武敏「中国古代工業史の研究」参照。

⑩「新中国的考古取獲」、「考古」一九五九年五期・山西省文管会「山西省文管会侯馬工作站工作的總取獲」、「考古」一九六二年二期・侯馬市考古發掘委員會「侯馬牛村古城南東周遺址發掘簡報」、伊藤道治「先秦時代の都市」（研究第三十号）等参照。

⑪九歌本文に「五日百工飭化八材、六日商賈阜通貨賄」とあり、鄭玄注に「行曰商、処曰賈」とある。説文や一切経音義にも同様の説がある。

⑫徐復觀「商義探源」参照。氏によれば、「商」は春秋以後用いられるようになったものであり、それ以前は専ら「賈」字が使われ、「坐」・「行」の両意を含んでおり、区別がなかったという。（「周秦漢政治社会結構之研究」所収）

⑬一三四頁十行参照

⑭後述のように、左伝昭公二十五年に「賈正」が見える。一二七頁注②参照。

⑮韋昭注に「賈、近也」とある。この鄭邑に住む農民たちは野人とも呼ばれた。國語晉語には「（公子重耳）乃行過五鹿、乞食於野人、野人舉塊以与之、公子怒將鞭之」と見え、論語先進の「子曰、先進於礼樂野人也、後進於礼樂君子也、如用之、則吾從先進」の「野人」と「君子」は郊外の農民と国内の市民（國人）をいうとする（貝塚茂樹訳注「論語」）。また同じ論語微子の長沮・桀溺も郊外の農民である。

⑯王念孫・張文虎は、畏を農のあやまりだとする。王紹蘭は、大臣に「凡仕者近宮、不仕与耕者近門」とあつて、「威」を「近」の意とし、「威農」とは宮に近い農民をさし、一般農民と区別して、この近農のうちから「其秀才之能為士者」を仕えさせたという。許維適は「敬畏」を敬服に、「威」を愛に訓じて理解する。郭沫若は「畏」を鬼の字とし、敬して遠ざけるべきものと解する

(管子集校上三三三頁)。敬畏して農を親愛するの意であろう。他の工・商においては、このたぐいの一句は見えず、齊語では農についても記されていない。

⑱従つて、管子集校でも「質樸鄙野、而不邪慝、故其秀才之為士者、足以依頼焉、商工近利多慝、其才雖秀焉、不堪以為士也」と理解されている。

⑲例えば左伝定公八年に「荷衛國有難、工商未嘗不為患、使皆行而後可」とあるのがその一例である。

⑳この部分に關して、小匡が「士農之郷十五」「公帥十一郷」としていることについては既述の通りである。

㉑章昭注によれば「二千家為一郷、二十一郷、凡肆万二千家、此管子制、非周法也」とある。周礼の地官大司徒では八五家一五比、四閭一五族一五党一五州√で一万二千五百家となる。因みに、鷓冠子王鈇の「十扃為郷」は齊語・小匡と同じく一郷二千家である。広雅釈地では十邑が一郷で三千六百家となり、これらみな周制と異なっている。

㉒管子集校上三一八頁

㉓管子集校上三一八頁

㉔董書業「春秋史」第七章齊桓公的霸業による。

㉕左伝莊公二十二年に「齊侯使敬仲為卿、辭曰、……使為工正、欽桓公酒樂」と見えている。

㉖佐藤武敏「中国古代工業史の研究」四一頁から四三頁参照。

㉗魯の國のこと、臧昭伯に追われた職会が郟邑に逃げ、郟の大夫魋偃が彼を郟の市の買正としたという。「……執而戮之、逸奔郟、郟訪偃使為買正焉」とある。

㉘左伝襄公二十八年による。

㉙左伝昭公三年による。後文参照。

㉚「古之制、辺界以備敵也、使五家為伍、伍有長、十長一里、里有假士、四里一連、連有假五百、十連一邑、邑有假候」。管子集校上三三三頁の尹桐陽の言に依る。文中の「假」について、服虔・劉奉世は臨時の衛戍の意とする(漢書補注引)。しかし同じく顔師古が「假」を大の意とする方が近く、むしろ説文解字注に、詩の大雅・仮樂の伝「假、嘉也」を引いて、「假為嘉之假借字也」とあること、また呉志・諸葛融伝に「休吏假卒」とある「假卒」は「嘉卒」の意で、よい兵卒の意と解されることから、「假」は「嘉」と解すべきと思う。「五百」とは連の長で、周壽昌(漢書補注引)により、伍伯と通ずるものであろう。

⑧⑩ また軍事法や田獵法のとりきめも行なわれたという。増淵竜夫「春秋時代の社会と国家」による（岩波講座「世界歴史4」所収）。
⑪ 韋昭注は、「国、郊以内也、……鄙、郊以外也」という。齊語の「郊」は、周礼の四郊六郷とは異なり、区画としては伍鄙に属する。
⑫ それは、左伝宣公三年に「觀兵于周疆」とあるのや、史記楚世家に「觀兵於周郊」とあるのと同様である。

⑬ 齊語の「……世同居、少同遊、故夜戰声相聞、足以不乖、昼戰目相見、足以相識、其歡欣足以相死、居同業、行同和、死同哀、是故守則同固、戰則同疆……」がそれであるが、漢書晁錯伝に「服習以成、勿令遊徙、幼則同遊、長則共事、夜戰声相知、則足以相救、昼戰目相見、則足以相識、矐愛之心、足以相死、如此而勸以厚賞、威以重罰、則前死不遺踵矣」と類似の文があり、それは古への制として伝えられたものであるという。

⑭ 張佩綸の説の「此「役之官」乃在官助使、非官之也」（管子集校上三三六頁）、及び管子纂詁の「先試之小官、故曰使役」に従った。

⑮ 三選の段階は、陶鴻慶によれば「令官長選官之賢者而復之」が第一、「公召而与之坐、省相其實、以參其成功成事」が第二、「退而察問其郷里、以觀其所能、而無大過」が第三であるという（管子集校上三三八頁）が、韋昭の言う「郷長所進、官長所選、公所督相」に依った。

⑯ 管子集校上三二六頁

⑰ 「牧政聽鼎」の章注に「牧、五屬大夫也」、「下政聽郷」の章注に「下政、鼎帥也」とあるに依る。

⑱ 管子集校上三二八頁の劉瓛の説に従い欠文を補つて解釈した。

⑲ 管子集校上三一八頁の王念孫の説を参照。

⑳ 齊の名の由来は「齊八祠」に因むといひ、或いは「天齊淵」によるといふ（水經淄水注）。

㉑ 尚書禹貢の伝えるところでは、山東地方では古くから、水沢地が多く、桑や蚕も豊富で草木は繁茂し、田土の地味は良い方ではなかったが、漆を産し、絹織物が作られたりした。或いはまた海浜をひかえて海産物や海塩の収穫が多く、他に青銅や玉石も産出したという（禹貢の兗州・青州による）。

㉒ 公子小白の物語は左伝莊公年間及び史記齊世家による。

㉓ 論語八佾に「子曰、管仲之器小哉」、荀子仲尼第七に「仲尼之門（人）、五尺之豎子言羞称乎五伯、是何也、曰、然、彼誠可羞称也、齊桓五伯之盛者也、前事則殺兄而爭國、内行則姑姊妹之不嫁者七人」、淮南子汜論訓に「管仲輔公子糾而不能遂、不可謂智、

遁逃奔走、不死其難、不可謂勇、束縛桎梏、不諱其恥、不可謂貞、當此三行者、布衣弗友、人君弗臣」と述べられている。

④④ 西周末の情況は國語鄭語に見え、荊戎狄がさかんに周に逼っていたことが知られる。

④⑤ 論語憲問篇。

④⑥ 桓公死後の内紛について、管子小称では、管仲死後、易牙・豎刁・堂巫・公子開方が乱をおこし、桓公を死地に追いやったとある。史記齊世家・左伝僖公十七・十八年には、桓公の諸公子の争立が記され、易牙が公子無廼を擁立、のち宋襄公がこれを伐つて、太子昭(孝公)を立てたという。その後も齊国では懿公が殺され、慶克や崔杼の専横があり、杼は莊公を殺し、慶封とともに勢力絶大となり、世族大夫が國政を専らにするようになった。

④⑦ 左伝襄公二十九年。杜注に「言其或將復興」とある。

④⑧ 左伝莊公二十二年や史記田敬仲完世家によれば、齊の田氏の出自は陳國の世族で、齊桓公のとき齊に移入したという。この伝えに對して、太田華男氏は疑いを入れ、田敬仲の出身及び入齊の記載全体が、田氏が後に齊国における政權を獲得したことを、儒教倫理の立場から正当化するための虚構であると言ひ、田氏の齊における勢力形成の背景・過程について、邑制國家体制の崩壞の側から分析している(「齊の田氏について」歴史学研究第三五〇号)。

④⑨ 史記貨殖列伝。「声色」とは礼記月令の「君子齊戒、必掩身毋躁、止声色毋或進」に鄭玄注として「声謂樂也」、孔疏に「止声色者、歌樂華麗之事、為助隱靜、故止之」と解され、管子立政九敗解に「生養何也、曰滋味也、声色也」とある。音楽や女色など耳目を樂しませるものを言うのであろう。桓公が色を好んだことは、小匡及び戰國策東周策に「齊桓公宮中七市、女閭七百、國人非之」と見え、美女子を多く集めて住まわせていたと言う。

⑤⑩ 史記三王世家。

⑤⑪ 關野雄「齊都臨淄の調査」(「中國考古學研究」所収)

⑤⑫ 水經淄水注によれば「爾雅曰、水出其前、左為營丘、……今臨淄城中有丘、在小城内、周迴三百步、高九丈、北降丈五、淄水出其前故有營丘之名、与爾雅相符、城對天齊淵、故城有齊城之稱」とし、臨淄城内の小城が營邱であり、また齊城と稱すという。同書に引く郭璞は、臨淄城の外郭が獻公の移ったところだとしている。臣瓚は、臨淄の齊城の中の丘が營丘であるとす、臨淄と營丘とは同一の地に屬するとす。王先謙も、「爾雅」の説明によつて、臨淄小城内の周迴三百步高さ九丈の丘が營邱に附合する(漢書地理志)。關野雄氏も小城を營邱に比定し、後漢書耿弇伝でも臨淄大城を齊城とし小城を營邱城にしているとす。

⑤③ 「考古」一九六一年第六期山東省文物管理処「山東臨淄齊故城試掘簡報」。伊藤道治「先秦時代の都市」(「研究」第三〇号)。
⑤④ 「考古」一九六一年第六期山東省文物管理処「山東臨淄齊故城試掘簡報」による。

⑤⑤ 雍門は、戦国策齊策の高誘注によれば、齊の西門にあたる。

⑤⑥ 申池は左伝文公十八年にも見え、杜預は「齊南城西門名申門、齊城無池、唯此門左右有池、疑此則是」として、小城の西門外にあつてはいる。

⑤⑦ 左伝閔公二年に見える。

⑤⑧ 戦国策東周策。

⑤⑨ 左伝閔公三年の「初景公欲更晏子之宅、曰、子之宅近市、湫隘置塵、不可以居、請更諸爽塏者、辭曰、……且小人近市、朝夕得所求、小人之利也、敢煩里旅」による。

⑤⑩ 春秋時代の市場の品物として、童書業氏は米穀・果実・酒・肉・衣服・衣類材料・舟・車・木材・皮革・家畜・魚・塩・海産物・道具・武器・珍宝・奴隸を挙げている(「西周春秋時代の手工業与商業」「文史哲」一九五八—)。

⑤⑪ 服部克彦「臨淄と長安」(「中国古代の都市とその周辺」所収)に詳しい。

⑤⑫ 彼らが齊の稷門のもとに集まり住んでいたから「稷下の学」というが、董説の「七国考」によれば、「郡国志」に基いて、齊の桓公の宮城西門外の講堂が稷山館であり、これに因んで「稷下の学」と称するのだという。

⑤⑬ しかも江水の「群姪補義」の周礼の項によれば、「考工記」中に山東方言を含むとする鄭玄の注を根拠として、「考工記」が齊国で作られたものとされている。

⑤⑭ 「其中具五民」については後文参照。

⑤⑮ 史記管晏列伝に「管仲卒、齊国遵其政、常疆於諸侯」とある。

⑤⑯ 漢書地理志「臨淄海岱之間一都会也、其中具五民云」。

⑤⑰ 「めいめいに、それぞれの素質に適した仕事を一つ割りあててやった。彼はそのため、他のことから解放されて、生涯、自分の仕事にうちこみ、時機をのがさず立派にやりこなさねばならぬ、ということになっていた」(「國家」第二卷田中美知太郎訳)。

⑤⑱ 「資本論」の第四篇十二章五節の注に「彼(ブリスス)は、すべての人を特殊の身分に分け、……同じ人は、つねに同じ業を営むべきことを命じた。自分の仕事を變える者は、いかなる業にも熟達しないが、絶えず同じ仕事を守っている者は、それをもっとも

完全に仕上げる、ということ、彼は知っていたからである」

⑥左伝襄公十四年。しかし此の「卓隸牧圉」は「庶人工商」の農工商より低い地位にあり、春秋時代末期になるが、左伝昭公七年に楚の無宇の言として「王臣公、公臣大夫、大夫臣士、士臣皂、皂臣輿、輿臣隸、隸臣僕、僕臣台、馬有圉、牛有牧、以待百事」と述べられ、階層的支配関係にあつたようである。

⑦商業に關して「今法律賤商人、商人已富貴矣、農尊夫、農夫已貧賤矣、故俗之所貴、主之所賤也、吏之所卑、法之所尊也、上下相反、好惡乖迕、而欲國富法立、不可得也、方今之務、莫若使民務農而已矣」とある。

⑧羅根沢「古代經濟學中之本農末商學說」(管子探源)所収)参照。氏は、荀子では富國篇の「輕田野之稅、平關市之征、省商賈之數、罕輦力役、無奪農時、如是則國富矣」、士大夫衆則國貧、工商衆則國貧」と君道篇の「省工賈、衆農夫、禁盜賊、除姦邪、是所以生養之也」を挙げ、また韓非子では詭使篇の「倉廩之所以実者、耕農之本務也、而姦組錦繡刻削為末作者富」と五蠹篇「夫明王治國之政、使其商工游食之民少、而名卑以寡、趣本務而趨末作」を引いている。なお「趨」字は減の意に解している。むしろ陳奇猶の如く「使其商工游食之民少而名卑、以寡趣本務而趨末作」とし「趨」を「舍」として読んだ方が良いように思われる(陳奇猶「韓非子集釈」参照)。

⑨此の「四民不雜処」の身分構成はカースト体制のように全く固定されたものではなく、人倫的にも略同様に見做され、まして所謂カースト制たる所以の宗教的側面を持つものではないから、類似性はあるものの、石母田正氏の言われるようなカースト体制をめざしたものとは言えないように思う。(「古代社会と手工業の成立」古代史講座第九卷所収)

⑩商人については、管子に見える桓公の説話の中で、「皮幹筋角竹箭羽毛齒革」を望む桓公に、管子が答えて「請以令為諸侯之商賈、立客舍、一乘者有食、三乘者有芻菽、五乘者有伍養、天下之商賈、焟齊若流水」(輕重乙)と國外からの招聘策がのべられ、手工業者については、同じく管子に「公曰、請問戰勝之器、管子対曰、遇天下之豪傑、致天下之精材、來天下之良工、則有戰勝之器矣」と見える。これは春秋時代の実情を伝えるものとみて大過なからう。

⑪「分親」については、左氏会箋の「分産異居者」という説に依つて、佐藤武敏氏は、庶人・工・商の民族的な形態が解体しつつあつたことが推定されるといふ(「中国古代工業史の研究」第四六頁)。晋の師服の此の言は、晋の乱れた國情を嘆き、封建諸侯國人の族的結合のあるべき姿を説いたものであり、庶人・工・商の「分親」というのも、杜預注に「庶人無復尊卑、以親疏為分別也」とあるように、親疏に基づいた異層的な族的結合関係を意味するものである。尚、董書萊氏によれば「分親」とは宗法組織で、農

・工・商人も自由民としてこれを有していたのだという（前掲「西周春秋時代の商業と手工業」による）。

⑥ 左伝桓公二年。「魏覲」は上位を望むこと、欲すること。

⑦ 左伝哀公二十五年。

⑧ 左伝莊公二十二年。前出参照。

⑨ 孟子滕文公章句上によれば、手工業者が農耕作業を兼行できないのと同様に為政者も他の仕事を兼ねることは出来ず、「或勞心、或勞力、勞心者治人、勞力者治於人、治於人者食人、治人者食於人、天下之通義也」と説いて為政者の立場を正当化させようとしている。この分業関係は、マルクスが「本當の意味での分業は、肉體労働と精神労働が分かれた瞬間から始まり、……分業の開始と共に精神活動と肉體活動——享受と労働・生産と消費がそれぞれ違った個々人に帰属する可能性が生じた」（『ドイッチェイデオロギー』高橋義孝訳）とするものにはかならない。

⑩ 「諸国民の富」第一篇文章「分業について」参照。

⑪ シンメルによれば、分業によって、全体的で内面的なものとしての人格は、彼の一面的な活動の彼方におかれることになるという（『支配論』居安正訳）。

⑫ 福島裕「人民公社」など。これらを三大差別という。